「犬のがん保険（骨折・脱臼プラス）」をご契約いただくお客さまへ

2022年7月版

重要事項説明書

チューリッヒ少額短期保険株式会社

以下、「犬のがん保険（骨折・脱臼プラス）」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明します。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。なお、本重要事項説明書は、ＰＤＦ形式で閲覧に供します。

契約概要 ･････保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報･･ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。このご説明は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当社ホームページの Web 約款をご参照ください（紙約款はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。）。

1　契約締結前におけるご確認事項

（１）商品の名称、仕組み

① 商品の名称…契約概要

「犬のがん保険（骨折・脱臼プラス）」（正式名称：ペット保険 ）

この保険は、ペット保険普通保険約款に保険証券不発行特約を自動付帯します。

② 商品の仕組み…契約概要 注意喚起情報

この保険は、保険の対象であるペット（犬）が、「骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍」によって日本国内で診療を受けたことにより、被保険者が負担された治療費用に対して保険金をお支払いします。

③ 用語の定義…契約概要

主な用語の定義は以下となります。詳しくは、当社ホームページの Web 約款をご確認ください。

用　語	定　義
ペット	被保険者が個人の家庭において、愛玩動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として所有かつ飼育しているインターネット上のご契約者ページ（マイページ）に表示された「犬（＊）」をいいます。 （＊）盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬を含み、事業を目的に飼育または販売される犬、興行用の犬、闘犬、賭犬および猟犬は含みません。
支払事由	ペット（犬）が保険期間中に身体の障害を被ることをいいます。
身体の障害	傷害（ケガ）または疾病によりペット（犬）がその身体に被った、次の①から③をいいます。 ① 骨折、② 脱臼、③ 獣医師が病理検査機関による病理組織検査（＊）に基づき診断確定したがん・良性腫瘍 （＊）病理組織検査に生検を含みます。また、病理組織検査の所見が得られない場合には、獣医学における知見からその他所見に基づく診断確定とします。ただし、ペット（犬）が生存中の検査によるものとします。
骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。
脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます（ただし、先天性脱臼は補償の対象から除きます。）。
がん	がんとは悪性腫瘍をいい、前立腺腺癌、未分化癌、骨肉腫、未分化胚細胞腫、悪性末梢神経鞘腫瘍、悪性間葉腫、リンパ腫、肥満細胞腫、血管周皮腫、消化管間質腫瘍（GIST）、セルトリ細胞腫、神経内分泌腫瘍、多発性骨髄腫、カルチノイド、褐色細胞腫、白血病その他獣医師が診断確定したものをいいます。
良性腫瘍	良性腫瘍とは、骨形成性線維腫、骨腫、脂肪腫、犬皮膚組織球腫、腺腫、乳腺症、乳管過形成、濾胞性リンパ球過形成、ポリープ、多発性嚢胞（多発性嚢胞腎）その他獣医師が診断確定したものをいいます。

身体の障害を被ったとき	次のいずれかのとき（＊）をいいます。 ① 傷害（ケガ）による骨折・脱臼については、その傷害（ケガ）の原因となった事故発生のとき ② 疾病による骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍については、獣医師の診断による発症のとき （＊）骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍の原因として、獣医学上重要な関係がある傷害（ケガ）または疾病が存在する場合は、獣医師の診断によりそれらを被ったときをいいます。また、先天性の異常が存在する場合は、初年度契約の責任開始日前に獣医師の診断により初めて発見されたときをいいます。 ただし、①または②のときが、その傷害（ケガ）または疾病の最後に診療を受けた日から２年を経過している場合は、獣医学上重要な関係がないものとします。
獣医師	獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第６条（獣医師名簿）に定める獣医師名簿に登録され、同法第７条（登録及び免許証）に定める免許を交付されている者をいいます。なお、被保険者本人、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または被保険者本人の配偶者と同居する親族もしくはそれらの者の同居人が獣医師である場合は、それらの獣医師を除きます。
動物病院	獣医療法（平成４年法律第 46 号）第２条（定義）第２項に定める、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う日本国内の診療施設をいいます。

（２）獣医学上重要な関係がある傷害（ケガ）・疾病について…契約概要 注意喚起情報

保険開始日または責任開始日以降に診断された「骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍」であっても、保険開始日または責任開始日前に発病していた傷害（ケガ）・疾病と獣医学上重要な関係がある場合は保険金をお支払いしません。

☞「獣医学上重要な関係」とは、以下のような病名が違っていても獣医学上特に関連が認められる関係をいいます。

保険開始日または責任開始日前に被った傷害（ケガ）・疾病	獣医学上重要な関係があるとされる傷害（ケガ）・疾病（例）
レッグペルテス	大腿骨骨端骨折
下垂体腫瘍または副腎腫瘍	副腎皮質機能亢進症（クッシング症候群）
先天性の脚の障害	膝蓋骨脱臼

（３）保険金をお支払いする主な場合…契約概要

被保険者がペット（犬）の治療を直接の目的として保険期間中に治療費用等を負担され、次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当する場合、治療費用保険金または診断書等費用保険金をお支払いします。

（ア）ご契約のペット（犬）が保険開始日後の保険期間中に被った傷害（ケガ）による「骨折・脱臼」に対する治療であること、またはご契約のペット（犬）が責任開始日後の保険期間中に被った疾病による「骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍」に対する治療であること。

（イ）保険期間中に日本国内の動物病院で治療を受けていること。

（ウ）保険期間中に日本国内の動物病院へお支払いされた治療費用等であること。

（４）保険金の支払額…契約概要 注意喚起情報

① 当社が治療費用保険金として支払う額は、支払事由に対する治療費用（（５）の費用を除きます。）を以下により計算した額とします。

（治療費用 × 補償割合） － 免責金額（自己負担額） ＝ 治療費用保険金（＊１）

☞お申込みの補償プランでは、「補償割合：100%」・「免責金額（自己負担額）：３万円」になります。

② 当社が診断書等費用保険金（＊２）として支払う額は、当社が被保険者に対し①の保険金請求書類として、獣医師が発行する診断書等（原本に限ります。）の提出を求め、その作成のために負担された費用とします。

（＊１）同一保険期間中の治療につき保険金額 100 万円を限度とし、初年度契約から継続された保険期間中の治療費用保険金と診断書等費用保険金を合計した通算支払限度額については、インターネット上のご契約者ページ（マイページ）に表示された通算支払限度額を限度とします。

☞お申込みの補償プランでは、「通算支払限度額：300 万円」になります。

（＊２）１回の作成費用につき保険金額１万円を限度とし（回数の制限はありません。）、初年度契約から継続された保険期間中

の治療費用保険金と診断書等費用保険金を合計した通算支払限度額については、インターネット上のご契約者ページ（マイページ）に表示された通算支払限度額を限度とします。

☞お申込みの補償プランでは、「通算支払限度額：300 万円」になります。

（５）保険金をお支払いできない主な場合…契約概要 注意喚起情報

この保険では次に掲げる事由によって生じた治療費用や治療を直接の目的としない費用に対しては、保険金をお支払いしません。詳しくは、当社ホームページの Web 約款をご確認ください。

既往症・先天性の異常 等	・初年度契約の保険開始日前から被っていた傷害（ケガ）による「骨折・脱臼」 ・初年度契約の責任開始日前から被っていた病気による「骨折・脱臼」および「がん・良性腫瘍」 ・初年度契約の保険期間が開始する前に獣医師の診断により発見されていた先天性の異常 ・先天性または後天性にかかわらず、レッグペルテスまたは停留睾丸 ☞「骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍」の原因として獣医学上重要な関係がある傷害（ケガ）・疾病が存在する場合はそれらを含みます。
役務・訓練 等	・公式、非公式を問わず、競技（競技としての闘争行為を含みます。）、曲技、演技およびそれらのための訓練 ・狩猟および公的機関の捜査や救助等の補助およびそのための訓練 ・繁殖・医療行為の補助者やトリマー等を養成する施設における教材
自然災害によるもの	・地震または噴火、これらによる津波
保険契約者・被保険者等の行為によるもの	保険契約者、被保険者本人、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または被保険者本人の配偶者と同居する親族もしくはそれらの者の同居人による以下の行為 ・故意または重大な過失・精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等 ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・無免許運転、酒気帯び運転 等
予防や美容に関する費用 等	以下の治療を直接の目的としない費用 ・予防目的の診療に対する初診料、再診料 等 ・予防のためのワクチン接種費用 等 ・妊娠、出産、早産、流産、人工流産、帝王切開、不妊または避妊を目的とした手術または処置 ・トリミング、爪切り（狼爪の除去を含みます。）、耳掃除、肛門腺しぼり、断耳、断尾および美容整形のための処置 ・歯削（歯切）、歯石除去、歯肉、歯牙、歯周病、不正咬合等の歯にかかわる一切の歯科医療措置 ・健康診断、定期健診 ・マイクロチップの埋込費用
検査・代替医療・治療費用以外の費用・健康食品・医薬部外品 等	以下の治療を直接の目的としない費用（治療の一環としてペット（犬）が入院中に動物病院内で使用されるものを除きます。） ・健康体に行われる検査、健康診断 等 ・東洋医学（漢方、鍼灸、気功等）、インド医学（アーユルヴェーダ）、ホメオパシー、アロマテラピー、カイロプラクティック、ハーブ療法、免疫療法、温泉療法等の代替医療または減感作療法 ・シャンプー剤（薬用および医薬品を含みます。）、イヤークリーナー ・時間外診療費および往診料等の診察加算料（初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用）、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、移送費用、文書料、動物病院へ 行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用 ・入院中の食餌に該当しない食物および療法食等 ・獣医師が処方する医薬品以外のもの（サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等） ・安楽死、遺体処置および解剖検査

（６）保険期間および保険責任…契約概要

この保険の保険期間は１年間です。保険期間の開始日に始まり、保険期間の満了日に終わります。

☞保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた支払事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

保険開始日	申込日により以下とします。 申込日が毎月１日から 20 日：申込日の翌月１日午前０時 申込日が毎月 21 日から月末：申込日の翌々月１日午前０時
保険満了日	保険期間の最終日の午後 12 時とします。

（７）責任開始日…契約概要 注意喚起情報

「疾病による骨折・脱臼」および「がん・良性腫瘍」については、責任開始日（初年度契約の保険開始日からその日を含めて 31 日目）から補償します。なお、保険金のお支払いにあたっては、責任開始日以降に保険金をお支払いする場合の条件を満たしている必要があります。

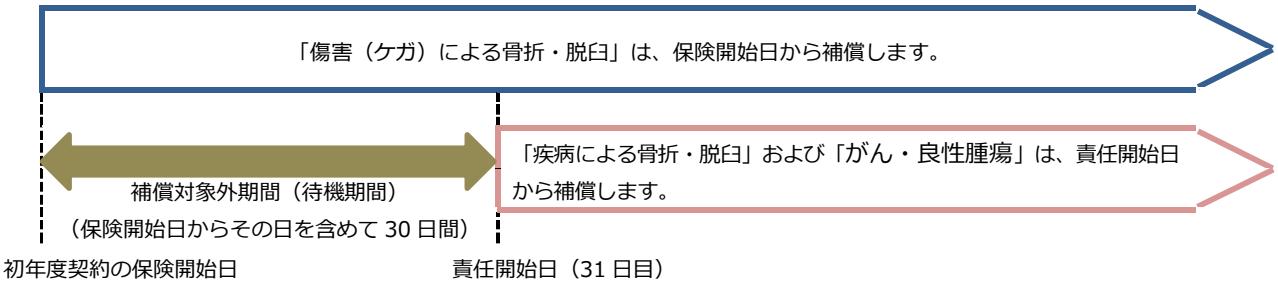

（８）引受条件など…契約概要

① ペット（犬）が日本国内の個人の家庭において飼育される犬であること。

☞（１）③用語の定義「ペット」をご参照ください。

② 初年度契約の保険開始日時点におけるペット（犬）の年齢が生後 60 日以上満 11 歳未満であること。

☞ 生年が不明な場合は、かかりつけの動物病院かお近くの動物病院におおよその生年をご確認ください。月と日が不明な場合は自宅に迎えいれた日や記念日等をご入力ください。なお、保険金請求時などに年齢が異なっていたことが判明した場合は、年齢を訂正していただくとともに、保険料の変更をお願いする場合や、ご契約をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

③ ペット（犬）が健康であること（告知事項に該当する場合は契約できません。）。

④ 同一のペット（犬）に対して、当社と複数の保険契約はできません。

（９）保険契約者・被保険者について…契約概要

① 保険契約者・被保険者本人は同一の方とし、申込みの日において満 18 歳以上満 74 歳以下で日本国内在住のペット（犬）を所有する個人の方に限ります。

② 被保険者の範囲は次のとおりとなります。

（ア）インターネット上のご契約者ページ（マイページ）に表示された被保険者本人

（イ）損害が発生したときに被保険者本人と同居する配偶者

（ウ）損害が発生したときに被保険者本人と同居する親族

☞②の（イ）または（ウ）の者が、当社と締結された他の保険契約における被保険者である場合は、この保険契約における被保険者から除きます。また、転居等により別居となる場合には、被保険者の範囲から外れます。

（10）保険料の決定の仕組みと払込方法など

① 保険料の決定の仕組み…契約概要

保険料は、補償プラン、ペット（犬）の年齢、体重または犬種により決定します。お客さまが実際に契約する保険料については、インターネット上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。なお、継続契約の保険料は、継続前に当社よりご案内いたします。

☞「０～２歳」「３～５歳」「６～８歳」「９～11 歳」「12 歳以上」の年齢区分内では同一保険料になります。

② 保険料の払込方法…契約概要 注意喚起情報

インターネット上の保険契約申込画面に記載の払込方法とします。

☞この保険はクレジットカード払による月払のみとなります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い…契約概要 注意喚起情報

ご契約後、インターネット上のご契約者ページ（マイページ）に表示する払込期日の属する月の翌月の次回払込期日までが保険料払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、払込期日が属する月の翌月に到来するこの保険契約の開始日に応当する日以後に発生した損害に対しては、保険金を支払いません。また保険契約は解除となります。

例：保険開始日１月１日のご契約で、５月 31 日払込期日保険料のお支払いがない場合

当該保険料の払込猶予期間は６月 30 日まで。６月 30 日を過ぎて保険料の払込がなかった場合、６月１日以降に発生した損害に対して保険金をお支払いしません。

☞ご登録いただいたクレジットカードが有効であること等の確認がとれない場合、当社より電子メールでご案内しますので、インターネット上のご契約者ページ（マイページ）から有効なクレジットカードの再登録のお手続きを行ってください。

（11）満期返れい金・契約者配当金…契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

（１）クーリング・オフ…注意喚起情報

この保険は保険期間が１年までのため、ご契約のお申込みの後に申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

（２）告知義務…注意喚起情報

被保険者は、チューリッヒ少額短期保険株式会社が申込画面等において質問した告知事項に対し、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。お申込みに際して、いま一度お確かめください。

主な告知事項	・ペット（犬）の名称、生年月日、体重または品種 ・ペット（犬）の過去および現在の傷害（ケガ）、病気などの健康状態 ・他のペット保険契約の有無

☞インターネット上の保険契約申込画面に★がある欄が告知事項になります。

（３）補償の重複…注意喚起情報

次表の補償などのご契約にあたり、補償内容が同様の他の保険契約（当社以外の保険契約・共済契約を含みます。）がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事由について、どちらの保険契約からでも補償されますが、実際の治療費用を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。また、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

☞対象となる支払事由について他の保険契約が重複する場合、他の保険契約から先行して支払いがされても、当社に他の保険会社等から求償されると、同一保険期間中の支払限度額および通算支払限度額は求償された分だけ低減します。

☞「骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍」以外はこの保険の補償対象外となりますので、他の保険会社等にご連絡ください。

＜補償が重複する可能性がある例＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	治療費用保険金	ペット保険の入院保険金･手術保険金･通院保険金
②	診断書等費用保険金	ペット保険の診断書保険金

☞補償が重複する例１

ペット（犬）が右前足を骨折して入院・通院（計 10 日）と手術をし、総治療費用 100 万円（診断書の作成なし）を負担され、他社（A 社）のペット保険から保険金を受領後にこの保険に請求した場合	
■A 社の補償内容：保険金額 100 万円、補償割合 70%、自己負担額 0 万円、入院・通院保険金日額１万４千円、手術保険金額 14 万円 ■この保険の補償内容：治療費用保険金額 100 万円、補償割合 100%、自己負担額３万円、診断書等費用保険金額１万円	
（１）総治療費用	100 万円
（２）A 社から支払われた保険金の額	28 万円 【解説】 A 社ペット保険からお支払いされる額は、次の①または②のいずれか低い額となるため 28 万円となった。 ① 総治療費用 100 万円×補償割合 70%＝70 万円 ② 日額１万４千円×入院・通院日数 10 日＝14 万円…（ア） 手術保険金 14 万円…（イ） （ア）＋（イ）＝28 万円
（３）この保険からお支払いする保険金の額	69 万円 【解説】 （（１）－ ３万円）－（２）＝ 69 万円 他の保険契約から保険金が支払われている場合、総治療費用（＊１）から既に支払われている保険金の額を差し引いた残額をお支払いするため 69 万円（＊２）となります。 （＊１）それぞれの保険契約にお客さまが負担する額（自己負担額）がある場合には、そのうち最も低い額を差し引きます。この場合、A 社での自己負担額は 30 万円（100 万円×70%）、この保険契約の自己負担額は３万円となるので、３万円を差し引きます。 （＊２）差し引いた残額が当社の支払責任額を超過する場合はその支払責任額を限度とします。（支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した当社が支払うべき保険金の額をいいます。この例の場合は総治療費用 100 万円から自己負担額３万円を差し引いた 97 万円となります。）

☞補償が重複する例２

ペット（犬）が脱臼で通院（計３日）をし、総治療費用４万円（診断書の作成なし）を負担され、他社（B 社）のペット保険から保険金を受領後にこの保険に請求した場合
■B 社の補償内容：保険金額 100 万円、補償割合 100%、自己負担額３万円、入院・通院保険金日額１万４千円、手術保険金額 14 万円 ■この保険の補償内容：治療費用保険金額 100 万円、補償割合 100%、自己負担額３万円、診断書等費用保険金額１万円

（１）総治療費用	４万円
（２）B 社から支払われた保険金の額	１万円 【解説】 B 社ペット保険からお支払いされる額は、次の①または②のいずれか低い額となるため１万円となった。 ①　総治療費用４万円－自己負担額３万円＝１万円 ②　日額１万４千円×入院・通院日数３日＝４万２千円
（３）この保険からお支払いする保険金の額	０円 【解説】 （（１）－　３万円）－（２）＝　０円 他の保険契約から保険金が支払われている場合、総治療費用（＊１）から既に支払われている保険金の額を差し引いた残額をお支払いするため０円（＊２）となります。 （＊１）それぞれの保険契約にお客さまが負担する額（自己負担額）がある場合には、そのうち最も低い額を差し引きます。この場合、B 社およびこの保険契約の自己負担額は３万円となるので、３万円を差し引きます。 （＊２）差し引いた残額が当社の支払責任額を超過する場合はその支払責任額を限度とします。（支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した当社が支払うべき保険金の額をいいます。この例の場合は総治療費用４万円から自己負担額３万円を差し引いた１万円となります。）

（４）新たにご契約を検討される場合（保険契約の切替え等）について…注意喚起情報

保険契約の切替え等（現在の他のペット保険を解約または減額して新たにこの保険を契約する）をされる場合には、一般的に保険契約者または被保険者となる方にとって不利益になる以下のような事項がありますのでご注意ください。

① 多くの場合、現在ご契約中のペット保険の解約返れい金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に月払でのご契約の場合、解約返れい金が発生しないことがあります。

② この保険のご契約にあたり、あらためて告知が必要となります。告知された内容によっては、この保険契約をお引受けできないことや、告知が必要な傷病歴等を告知しなかったためにこの保険契約が解除または取消しとなることがありますので、ご注意ください。

③ 正しく告知された場合でも新たにこの保険契約の保険開始日以降または責任開始日以降に補償が開始しますので、この保険契約の保険開始日前または責任開始日前の骨折・脱臼およびがん・良性腫瘍について、保険金をお支払いできないことがあります。

3　契約締結後におけるご注意事項

（１）ご契約後にご連絡いただく事項・通知義務…注意喚起情報

① ご契約後、次の事項が発生した場合には、遅滞なくインターネット上のご契約者ページ（マイページ）にて変更のお手続きをお願いします。

（ア）保険契約者の住所または通知先　（電話番号または電子メールアドレス）　を変更した場合

（イ）ご契約者ページ（マイページ）に表示された事項に変更があった場合

（ウ）継続契約の開始日時点でのペット（犬）の体重（「混血犬（雑種）/犬種不明 20kg 未満」または「混血犬（雑種）/犬種不明 20kg 以上」でご契約の場合）に変更がある場合

② ご契約の際の告知事項（２（２）参照）に誤りがある場合は、当社に通知していただく義務（通知義務）があります。この訂正の通知がない場合、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

☞インターネット上のご契約者ページ（マイページ）に★がある欄が通知事項になります。

（２）ご契約内容の変更…注意喚起情報

ご契約後、補償プランの変更はできません。

（３）ご契約が無効となる場合…注意喚起情報

保険契約の締結が以下のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効となります。

① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した保険契約の場合

② 保険契約者が第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約の場合

（４）ご契約が重大事由により解除となる場合…注意喚起情報

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

① 保険契約者、被保険者本人、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または被保険者本人の配偶者と同居する親族もしくはそれらの者の同居人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合

② 被保険者本人、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または被保険者本人の配偶者と同居する親族もしくはそれらの者の同居人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

③ 保険契約者、被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

またこの場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

（５）ご契約が失効となる場合…契約概要 注意喚起情報

次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約は失効となります。

① ご保険契約締結の後、ペット（犬）を譲渡したとき

② ご保険契約締結の後、ペット（犬）が死亡したとき

③ 初年度契約から継続した保険期間を通算して、治療費用保険金と診断書等費用保険金をお支払いした合計額が通算支払限度額に達したとき

（６）解約・失効返れい金…契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合やご契約が失効となる場合は、速やかにインターネット上のご契約者ページ（マイページ）からお手続きをお申し出ください。

以下に該当する日で終了します。なお、返れい金が発生する場合は、未経過期間に対し月単位（月割）で計算した保険料を返還します。（既経過期間の月数の計算における１か月未満の端数は、１か月に切り上げるものとします。）

① 解約日：解約のお手続きいただいた日が属する月の翌月に到来する保険開始日に応当する日の前日

② 失効日：失効となる事実が発生した日が属する月の翌月に到来する保険開始日に応当する日の前日

4 その他ご留意いただきたいこと

（１）代理店の役割…注意喚起情報

当社代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います（契約締結権および告知受領権は有しません。）。

（２）保険料領収書

この保険においては保険料の領収書は原則として発行しておりません。保険料のお支払いがわかる書面が必要な場合はインタ

ーネット上のご契約者ページ（マイページ）から印刷いただける「契約内容」が領収書を兼ねておりますのでご利用ください。
※この保険は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

（３）保険証券…注意喚起情報

この保険において当社はご契約締結後に保険証券は発行せず、インターネット上のご契約者ページ（マイページ）にご契約内容を表示します。ご契約者ページ（マイページ）より、「契約内容」を印刷いただけます。

（４）継続について…契約概要 注意喚起情報

この保険契約においては、すべてのご契約に自動継続が適用されます（＊１）。保険契約の継続を希望されない場合は、保険期間満了日の２か月前までにご当社よりお送りする「継続のご案内」（＊２）にしたがって、満了日の１か月前までに継続を行わない旨のお手続きを行ってください。

継続契約における保険料の払込期日は、継続前の保険契約の保険期間満了日とし、当社よりカード会社へオーソリゼーションを行い、クレジットカードが有効であること等の確認がとれた時点をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

（＊１）自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は別途お知らせします。

（＊２）「混血犬（雑種）/犬種不明 20kg 未満」または「混血犬（雑種）/犬種不明 20kg 以上」でご契約の場合、案内にしたがってご継続時の体重に適した区分へ変更してください。体重の区分が変更となる場合、保険料が変更となります。

＜自動継続できない場合の例＞
① 動物の愛護及び管理に関する法律に違反する飼養がなされている場合
② 特定疾病補償対象外特則を適用し保険の内容を変更して継続することについて、保険期間の満了日の１か月前までに保険契約者が同意しない旨を意思表示した場合
③ 次の（ア）から（イ）を控除した額が（ウ）の額に満たないことについて、保険期間の満了日の１か月前までに保険契約者が同意しない旨を意思表示した場合
（ア）この保険契約の通算支払限度額
（イ）初年度契約から継続後の保険契約開始日の前日までにお支払いを完了した保険金の合計額
（ウ）継続後の保険契約の保険金額
④ 当社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
⑤ 当社が、保険契約者または被保険者にかかわる損害の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、継続しないこととした場合
⑥ その他特別の事情により保険契約を維持することが適切でないと認める場合　　等

（５）少額短期保険業者破綻時の取扱い…注意喚起情報

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転などの補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助などの措置の適用はありません。

（６） 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について…注意喚起情報

当社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として次の①から③までのすべてに該当する保険の引受けを行っています。

① 保険期間は１年以内

② １被保険者についての保険金額の合計額が法令に定める金額以下

この保険においては、治療費用保険金と診断書等費用保険金の合計額：1,000 万円以下

③ １保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

（７）その他法令などでご注意いただきたい事項について…契約概要 注意喚起情報

① 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

② 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生などにより、当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

③ 当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

④ この保険が不採算となり、継続契約の引受けが困難になった場合には、当社は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

（８）お客さま情報の取扱いについて…注意喚起情報

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。なお、インターネットやお電話を通じてご申告いただいた内容については、記録・保存を行っています。また、お電話で聴取した通話については録音することがあります。

① 個人情報の利用目的

当社では、より良い商品やサービスをご提供するために、次の目的で利用いたします。

・当社の保険の募集、お見積り、お引受け、ご継続および保険金・給付金のお支払い

・当社の保険契約の保全管理およびこれに関連・付随する業務

・当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供

・アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究

・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

・他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務の適切な遂行

・キャンペーンなどに付随する景品発送

・その他保険に関連・付随する業務（※1・※2）

（※1）お客さまのウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報等を分析して、 お客さまへ最適な情報提供、広告配信等をすることを含みます。

（※2）当社以外の第三者から取得したお客さまの閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客さまの個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客さまからあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。

② 個人情報の第三者への提供

当社では、次の場合を除き、ご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

・法令に基づく場合

・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

・再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

・当社グループ会社との間で共同利用する場合

・少額短期保険会社間等で共同利用する場合

【センシティブ情報について】

保健医療などの機微（センシティブ）情報の取得、利用、および第三者提供は、保険業法施行規則に従い、適切な業務運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

【契約などの情報交換について】

本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社などの間で、登録または交換を実施することがあります。

【再保険について】

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、チューリッヒ少額短期保険株式会社のホームページ（https://www.zurichssi.co.jp/privacy/）をご覧ください。

（９）支払事由が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期などについて

① 支払事由が発生した場合について

この保険で補償される支払事由が発生した場合は、ご契約者ページ（マイページ）より遅滞なく当社にご通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険金請求ができる方

・保険金請求は被保険者が行えます。被保険者以外の方からの保険金請求手続は承れませんのでご注意ください。

☞被保険者の範囲は１．（９）②をご参照ください。

・被保険者が未成年の場合は親権者からの保険金請求手続きが必要となります。

③ 保険金の請求に必要な書類などについて

保険金のご請求にあたっては支払事由の種類や内容に応じ、当社が求めるものをご提出ください。

④ 保険金のお支払時期について

当社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日からその日を含めて原則として 30 日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

・警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合

・専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

«指定紛争解決機関»注意喚起情報
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032　東京都中央区八丁堀三丁目 12 番８ 号 HF 八丁堀ビルディング２階
TEL.0120-82-1144　FAX.03-3297-0755
受付時間：９：00～12：00、 13：00～17：00　受付日　：月曜～金曜 （祝日および年末年始休業期間を除く）

«ご契約内容のご相談・苦情に関するお問合わせ»
チューリッヒ少額短期保険株式会社お問合せ窓口メールアドレス：info@zurichssi.co.jp（24 時間・365 日受付）
«支払事由発生時のご連絡先»
ご契約者ページ（マイページ）の「事故報告」より連絡ください（24 時間・365 日受付）

SOP-2278(0)